

(その1)



收支報告書

令和3年分

(年月日開催分)

1 政治団体の名称
 (ふりがな) ゼイリシによるにわひできこうえんかい
 税理士による丹羽ひでき後援会

2 主たる事務所の所在地 小牧市小牧3丁目555番地 ラビオ2階

3 代表者の氏名 洞口 順澄

4 会計責任者の氏名 高崎 浩通

事務担当者の氏名 高崎 浩通

(電話) 0568-81-8991

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者 の 氏 名	
国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の 氏 名	
丹羽 秀樹	
公職の種類 衆議院議員(現職)	
資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

1 収支の総括表

収入総額					9	3	5	9	6
(前年からの繰越額)					9	3	5	9	6
(本年の収入額)									0
支出総額					1	1	0	0	0
翌年への繰越額					8	2	5	9	6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額									0
員数									0人

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア)個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ)政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(その13)
3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費				0	
(2) 光 熱 水 費				0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				0	
(4) 事 務 所 費			1 1	0 0 0	
小 計			1 1	0 0 0	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費				0	
(2) 選 挙 関 係 費				0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費				0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	
イ 宣 伝 事 業 費				0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費				0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0	
(6) そ の 他 の 経 費				0	
小 計				0	
合 計			1 1	0 0 0	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳							項目別区分 4. 事務所費			
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
1	政治資金監査報酬	十億	百万	1	千	1	0	0	0	円
							R3/5/12	横田政紀税理士事務所	春日井市大手田西町一丁目14番地の26	
この頁の小計		1	1	0	0	0				
その他の支出							0			
合計		1	1	0	0	0				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無				備考
資産等の項目別区分	有	無		
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月10日

政治団体の名称 税理士による丹羽ひでき後援会

会計責任者の氏名 高嶋 浩通

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和 4年 5月 6 日

税理士による丹羽ひでき後援会

代表 洞 口 真 澄 殿

登録政治資金監査人 横 原 政 紀
登 錄 番 号 第 2991 号
研修修了年月日 平成21年10月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による丹羽ひでき後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する收支報告書のすべての期間を対象として、当該收支報告書並びに当該收支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づいて実施した。

- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微収した收支報告書並びに当該收支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

- (4) この政治資金監査は、税理士による丹羽ひでき後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該

国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、存在しなかった。

3 業務制限

税理士による丹羽ひでき後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による丹羽ひでき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人、その他従業者との間ににおいても、同様である。

以上